

未来につなぐ 着実な備え

賢者の余裕^{プラス}

ニッセイ予定利率変動型一時払遞増終身保険(3年ごと遞増型・毎年遞増型)

3年ごと遞増型

毎年遞増型

この確かさが、
長生きをもっと楽しくする。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご覧ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「 ご契約のしおり—定款・約款」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ (生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって)

- お客様へ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客様との取引きに関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様へのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客様の契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
- ※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。
- 今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客様との取引きが、当金融機関におけるお客様に関する業務に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客様の勤務先によっては、当金融機関でこの保険にお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-562-186 (通話料無料)
【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

募集代理店

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください

- 「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、
預金とは異なります。
また、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

■募集代理店

■引受保険会社



日本生命保険相互会社

大切な資産を 大切な人へ

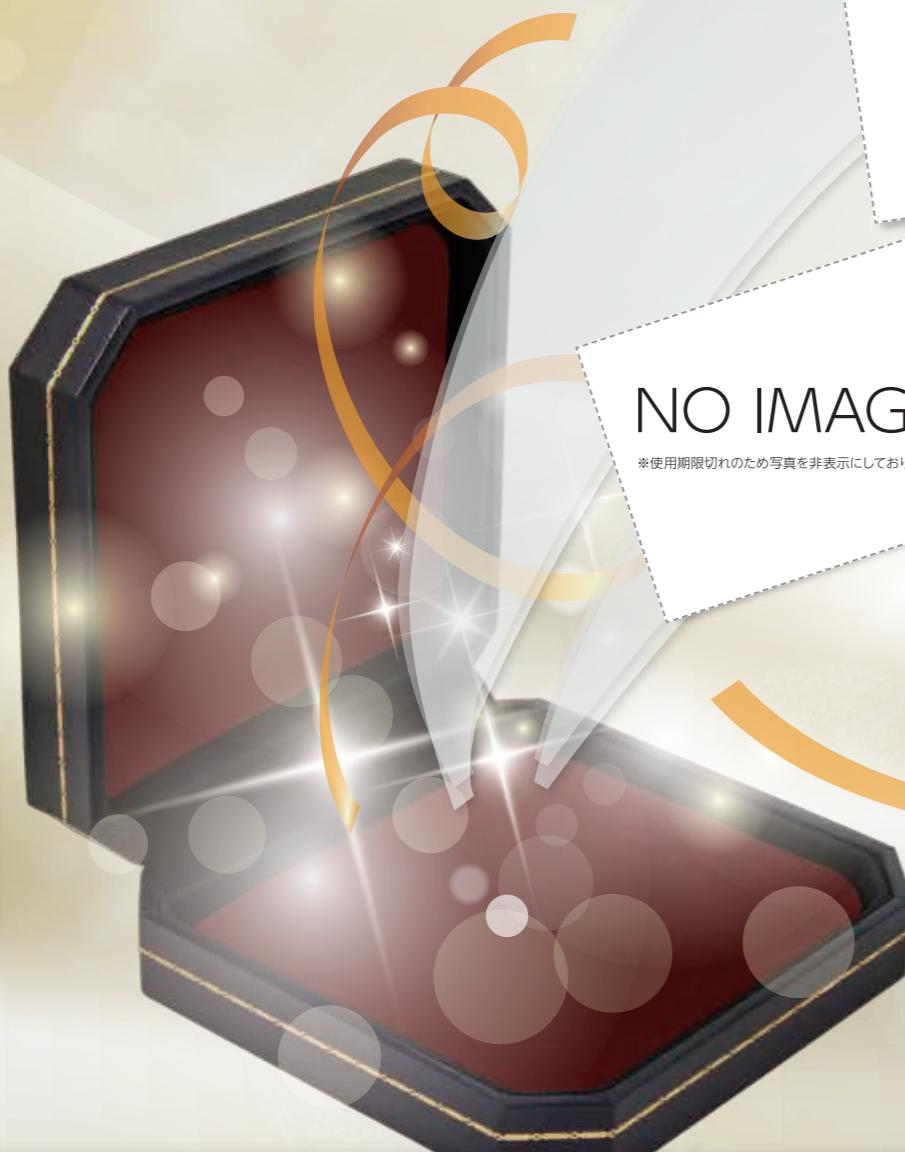
おひとりおひとりの人生の中で、
築いてきたもの、それは全て尊いものです。

かけがえのない大事なもの。

共に歩んできた大切な人。

そこで育んできたあなたの想い。

だからこそ、次の世代に想いを伝えたい。



NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

想いを伝える、
その想いがまた伝わっていく…

「想い」を
かたちに

生命保険なら、想いを伝え ることができます。

ご自身のお金に「宛名」をつけておくことができます。

預貯金・有価証券等で
「のこる」と…

ポイント 1
相続財産(相続人共有の財産)となり…
遺産分割協議が必要(相続人同士の話し合)

生命保険で
「のこす」と…

受取人固有の財産として…
あなたが決めた受取人へ
宛名をつけることができる

保険金請求権は判例上、保険金受取人固有の権利とされています。
※ただし、相続人との間で著しい不公平が生じる場合、全額受取れない可能性があります。

ポイント 2

[遺産分割の流れ]

遺言書の確認 → 相続人の確定 → 遺産の評価・鑑定 → 遺産分割協議

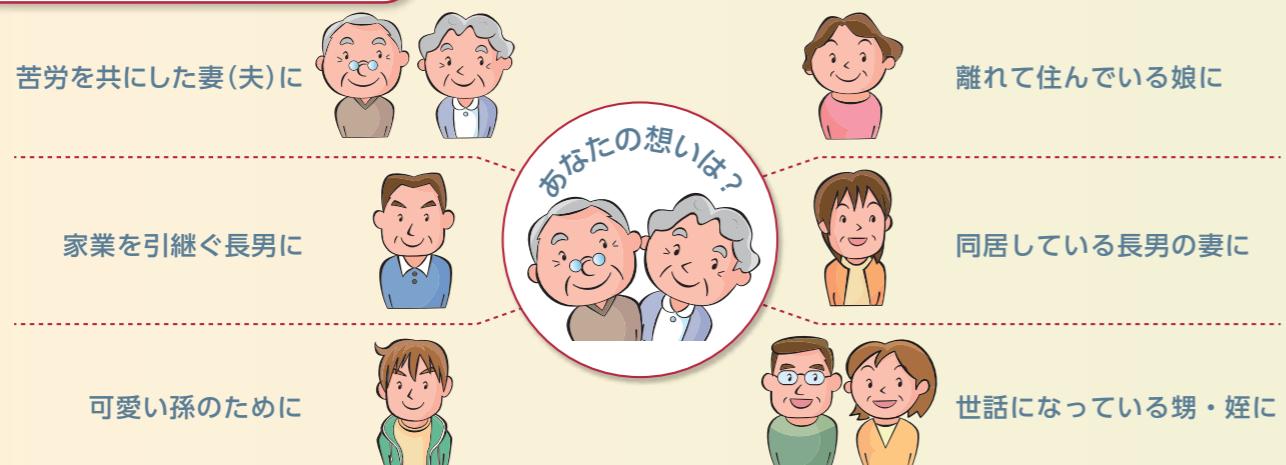
受取人による死亡保険金の請求手続き

現金受取

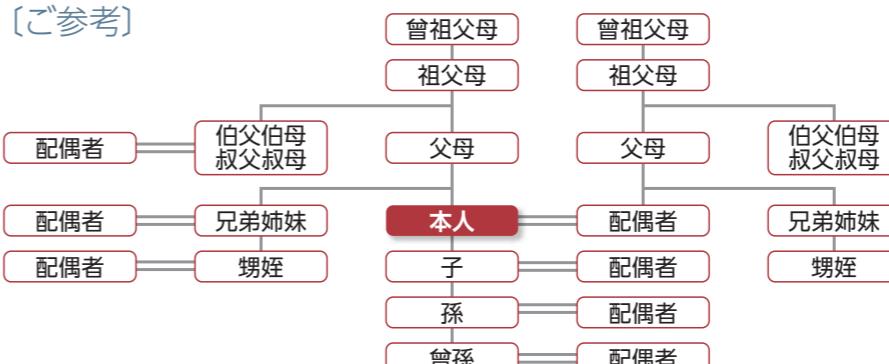
すぐに使うことができる

相続時にすぐに使える資金を現金で準備できます。
※死亡保険金受取人からの請求により、一週間程度で、死亡保険金の受取りが可能です。
ただし、死亡保険金をお支払いするためには確認等が必要な場合はこの限りではありません。

あなたのご家族への想いは



[ご参考]



※この保険では、被保険者から見た続柄が「配偶者または3親等内の親族」の範囲から死亡保険金受取人を指定できます。

「ご自身」
でも

ご契約が継続している間は 生命保険はご自身の財産です。

ご自身のお気持ちやご家族の状況の変化により
受取人を変更することができます。

ご自身の財産ですから、
いつでも解約してご自由にお使いいただけます。

将来の備えとして

将来の楽しみに

※ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

生命保険を通じて「想い」を大切にしたい。
だからこそ、あなたにも「賢者の余裕プラス」を。
お客さまの「想い」を伝えていく。

3年ごと遞増型 50歳から75歳のお客さまへ

大切な資産を 大切な人へ

告知なしで 申込みが可能



ポイント
1

- 健康状態等の告知なしで、お申込みが可能です。

死亡保険金は 3年ごとに増加



ポイント
2

- ご契約後15年間の死亡保険金「毎年遞増型」より15年経過以後も、
額の増加を3年ごとに抑えることで、後の金額が高くなります。
- ご契約後15年間は、基本保険(遞増率)で死亡保険金額が増加します。
- ご契約後15年目までの死亡保険金額はご契約時に確定します。
- ご契約後15年経過以後は、10年ごとに国債の流通利回り等に応じ
て死亡保険金額の増加が期待できます。^{*1}



*1 15年経過以後は、予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率
ます。ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上

(1.00%)を上回っている場合は、死亡保険金額が増加し
の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

ポイント
3

資産は着実に増加



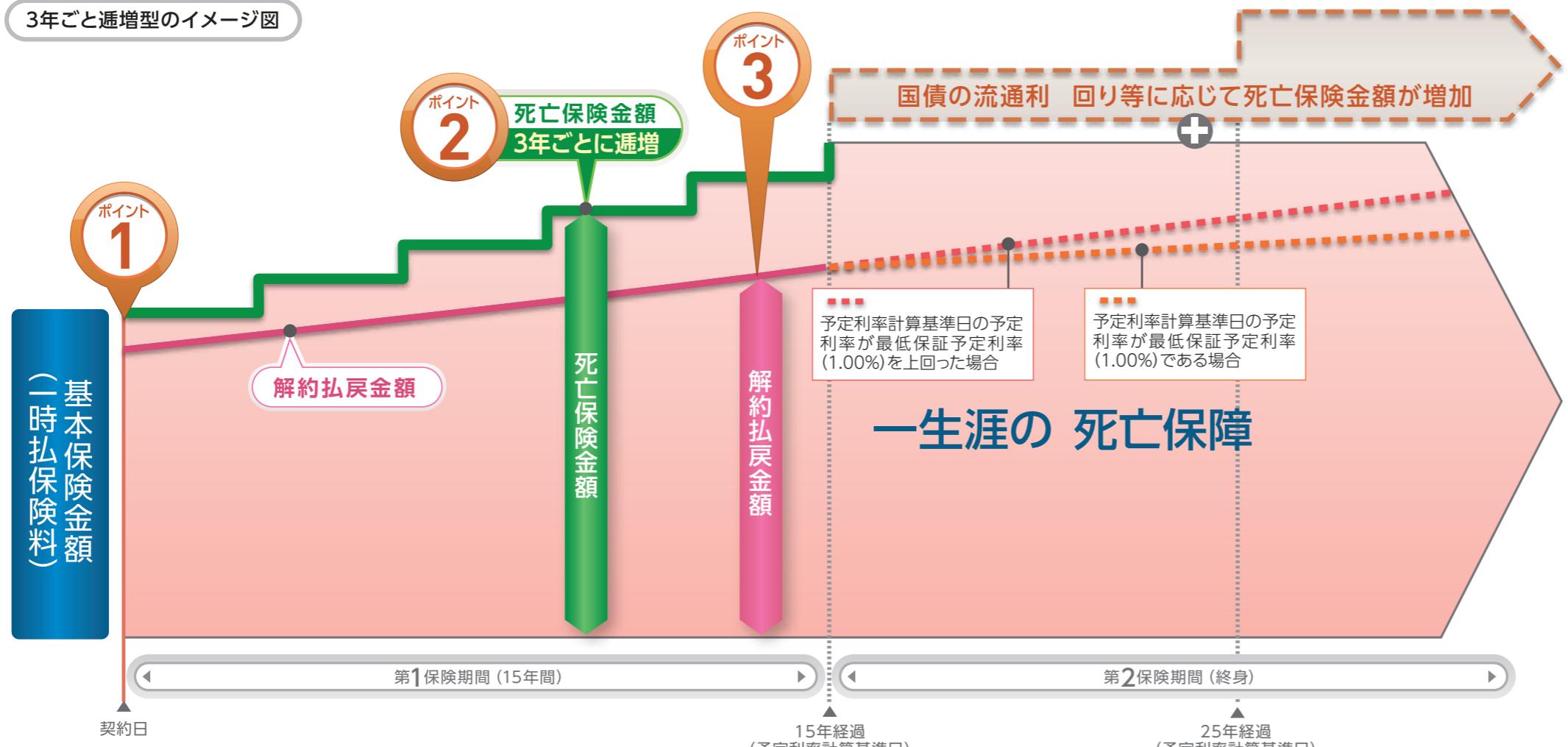
ポイント
3

- ご契約後15年目までの解約払戻金額はご契約時に確定します。
- 解約払戻金は期間の経過とともに増加します。^{*2}ただし、死亡保険金額を上限とします。

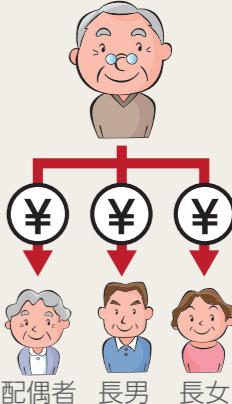


*2 ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料
を下回ります。

3年ごと遞増型のイメージ図



死亡保険金 受取人ごとにお支払いできます。



解約払戻金

“ご自身で使うニーズ”にも対応できます。



- 死亡保険金額・解約払戻金額はご契約時の予定利率・被保険者の年齢・性別・保険契約の型により異なります。※保険契約の型による推移の相違については、「契約概要 P.11 下段」に記載の「推移イメージ図」をご確認ください。
- 死亡保険金額・解約払戻金額の数値等の詳細は、「例表または提案書」をご確認ください。

保険用語
のご説明
(P.7~8と同じ内容です。)

第1保険期間
契約日から15年間をいいます。

予定利率
予定利率は毎月1日に国債の流通利回り等をもとに設定され、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、保険金額の計算に適用する率をいいます。

予定利率計算基準日
ご契約に適用されている予定利率が更改される日をいいます。この保険では次に定める日となります。
(第1回予定利率計算基準日)
契約日から15年後の契約応当日
(第2回以後の予定利率計算基準日)
直前の予定利率計算基準日の10年ごとの契約応当日

遞増率
第1保険期間中、死亡保険金額が基本保険金額に対して3年ごとまたは毎年増加する所定の割合のこと、契約日における予定利率、被保険者の年齢、性別および保険契約の型に応じて、このご契約に適用される率をいいます。

最低保証予定利率
第2保険期間に適用される予定利率は最低保証されており、これを最低保証予定利率といいます。なお、最低保証予定利率は第1保険期間には適用されません。

告知なしで 申込みが可能



ポイント
1

- 健康状態等の告知なしでお申込みが可能です。

ポイント
2



死亡保険金は 每年増加

ご契約後15年間は、死亡保険金額が「3年ごと遡増型」より金額が

- ご契約後15年間は、基本保険率で死亡保険金額が増加します。
- ご契約後15年目までの死亡保険金額はご契約時に確定します。
- ご契約後15年経過以後は、10年ごとに国債の流通利回り等に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。*1

*1 15年経過以後は、予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率を上回っている場合は、死亡保険金額が増加します。ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上

金額が毎年増加するため、高くなる保険年度があります。

- 金額に対して毎年一定の割合(遡増)します。
- 死亡保険金額はご契約時に確定します。
- 年ごとに国債の流通利回り等に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。*1

(1.00%)を上回っている場合は、死亡保険金額が増加します。場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

ポイント
3

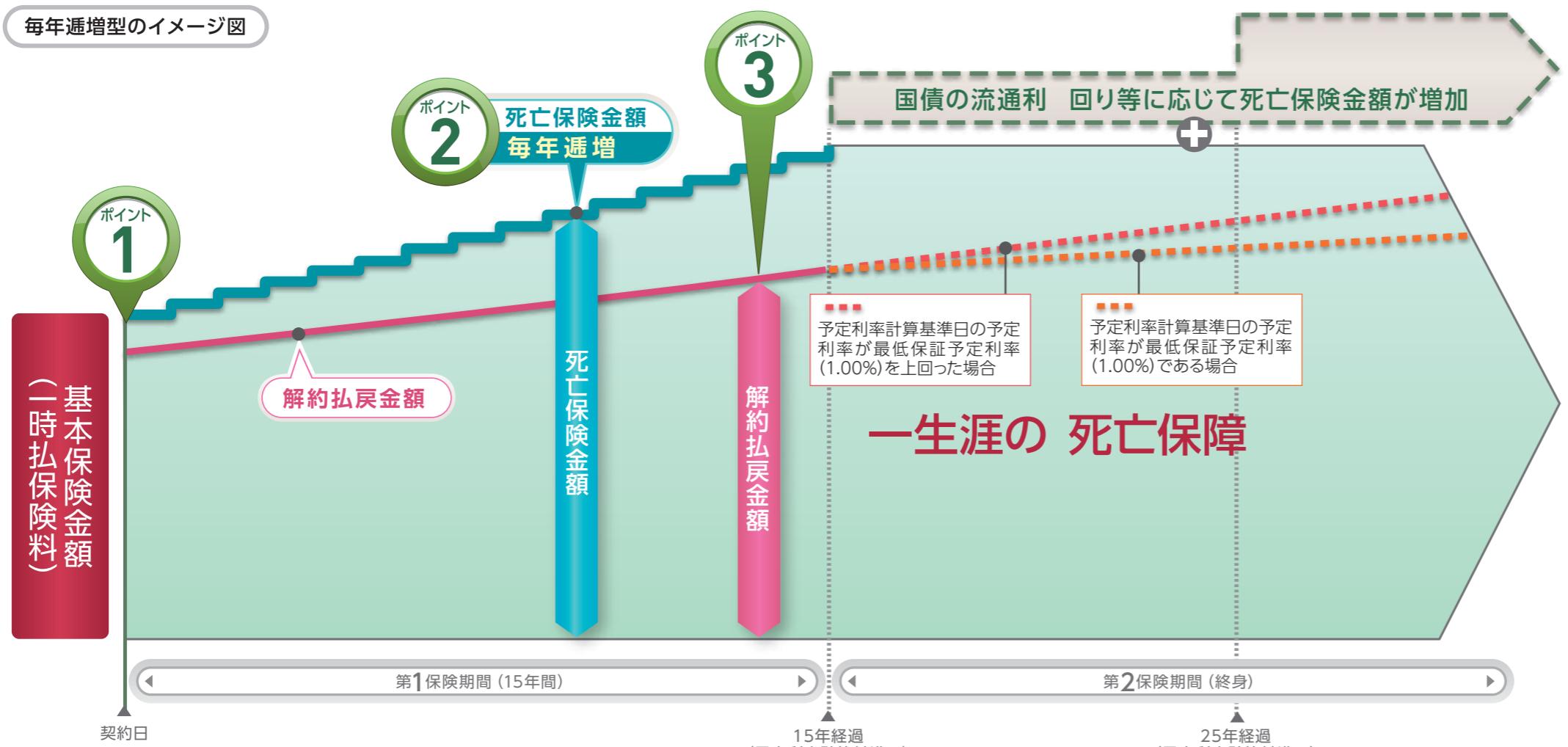


資産は着実に増加

- ご契約後15年目までの解約払戻金額はご契約時に確定します。
- 解約払戻金は期間の経過とともに増加します。^{*2}ただし、死亡保険金額を上限とします。

*2 ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

毎年遡増型のイメージ図



- 死亡保険金額・解約払戻金額はご契約時の予定利率・被保険者の年齢・性別・保険契約の型により異なります。※保険契約の型による推移の相違については、「契約概要 P.11 下段」に記載の「推移イメージ図」をご確認ください。
- 死亡保険金額・解約払戻金額の数値等の詳細は、「**例表または提案書**」をご確認ください。

契約概要



契約概要について

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

●**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**

●「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「ご契約のしおり一定款・約款」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

●引受保険会社 日本生命保険相互会社

●本店住所 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

●ご契約に関するご要望・苦情等につきましては

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-562-186 (通話料無料) [受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ

<http://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

2 保険のしくみ

●名称 ニッセイ予定利率変動型一時払遞増終身保険(3年ごと遞増型・毎年遞増型)

●特徴 この保険は、万一の保障を一生涯にわたり確保いただける終身保険であり、保険契約の型により以下の特徴があります。

〈3年ごと遞増型〉 ①ご契約後15年間は、基本保険金額に対して3年ごとに一定の割合(遞増率)で死亡保険金額が増加します。

②ご契約後15年経過以後は、10年ごとに国債の流通利回り等に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。

〈毎年遞増型〉 ①ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合(遞増率)で死亡保険金額が増加します。

②ご契約後15年経過以後は、10年ごとに国債の流通利回り等に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。

参照 この保険のイメージ図は、以下をご覧ください。

〈3年ごと遞増型〉 「商品パンフレット P.5～6」

〈毎年遞増型〉 「商品パンフレット P.7～8」

3 保障内容(死亡保険金)

●被保険者が亡くなられた場合、死亡日における死亡保険金額をお支払いします。

保険契約の型	保険期間	死亡保険金額*1
3年ごと遞増型	第1保険期間	基本保険金額+ [基本保険金額×遞増率*2×3年ごとの契約応当日*3が到来した回数]
	第2保険期間*4	基本保険金額+ [基本保険金額×遞増率*2×5]
毎年遞増型	第1保険期間	基本保険金額+ [基本保険金額×递増率*2×毎年の契約応当日*3が到来した回数]
	第2保険期間*4	基本保険金額+ [基本保険金額×递増率*2×15]

*1 死亡保険金額の数値等の詳細は、「例表または提案書」をご確認ください。

*2 遅増率は、あらかじめ日本生命が定める率のうち、契約日における予定利率、被保険者の年齢、性別、保険契約の型に応じて適用されます。「例表」「提案書」「ご契約のしおり一定款・約款」のいずれかにてご確認ください。

*3 契約応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。

*4 予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率(1.00%)を上回っている場合は死亡保険金額が増加します。ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

〔死亡保険金をお支払いできない場合〕

●例えば、責任開始の日から3年以内の自殺の場合やご契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡保険金のお支払事由に該当した場合には、お支払いできません。

参照 その他の事例についての詳細は、「ご契約のしおり一定款・約款」をご覧ください。

4 解約払戻金

- 解約払戻金は、その経過した年月日数により計算され、期間の経過とともに増加します。ただし、死亡保険金額を上限とします。
 - ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。**
 - 解約払戻金額は、適用される予定利率、被保険者の年齢、性別、保険契約の型により異なります。
 - 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。
- 参照 詳細は、「**注意喚起情報 P.16**」をご覧ください。

3 保障内容(死亡保険金)と 4 解約払戻金について

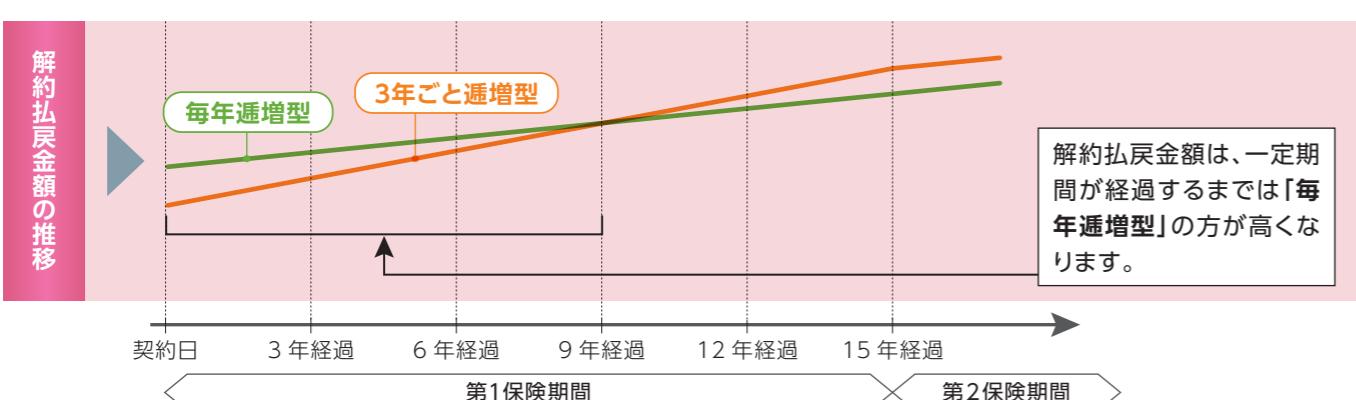
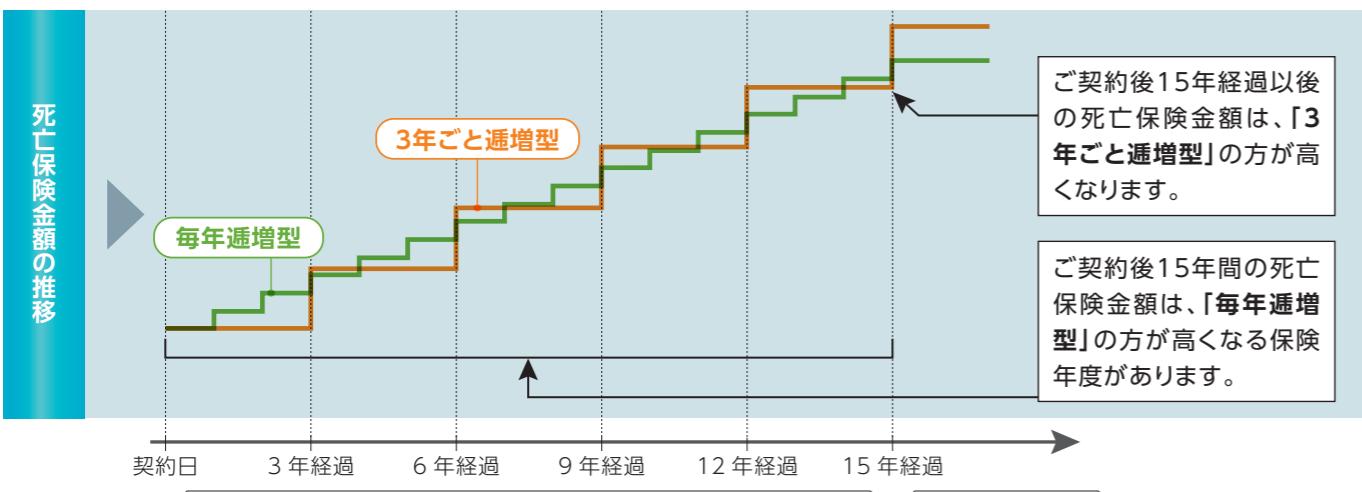


保険契約の型(3年ごと遅増型／毎年遅増型)で 「死亡保険金額・解約払戻金額の推移」が異なります。

推移イメージ図 (例) 予定利率:「3年ごと遅増型 1.25%」「毎年遅増型 1.00%」/60歳/女性の場合

※適用される予定利率・被保険者の年齢・性別により、推移は異なります。死亡保険金額・解約払戻金額の数値等の詳細は、「**例表または提案書**」でご確認いただけます。

※第2保険期間の死亡保険金額・解約払戻金額は、予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(1.00%)の場合の金額を表示しております。



5 ご契約の引受け条件(平成28年5月現在)

被保険者	保険契約の型	ご契約時の年齢範囲(契約日の満年齢)
	3年ごと遅増型	50歳~75歳
	毎年遅増型	50歳~90歳
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上(10万円単位) ただし、基本保険金額7億円超のご契約はお取扱いできません。*	
最低保証予定利率	1.00% <small>第2保険期間に適用される予定利率は最低保証されております。 最低保証予定利率は第1保険期間には適用されません。</small>	
保険料払込方法	一時払(日本生命指定の金融機関口座への振込み)	
保険期間	終身	

* ほかに被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ予定利率変動型一時払遅増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険のご契約がある場合には、その基本保険金額(外貨建の場合は、基本保険金額を円換算した金額)を合算して7億円超は加入できません。

なお、円換算レートについては、契約日が属する年度における日本生命所定の通算為替レートを用います。

※ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

※この保険は国債の流通利回り等によってはお取扱いできない保険契約の型があります。

※上記内容は将来変更する場合があります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に契約申込書にてご確認ください。

6 配当金

- 日本生命の決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に配当金をお支払いします。
- 配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から日本生命所定の利率*により計算した利息をつけて積立てます。積立てられた配当金は、次のときにご契約者にお支払いします。

- ご契約者からの請求があったとき
- ご契約が消滅したとき

- 利率は金利水準等により変動することがあります。
- 日本生命の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。
- 死亡保険金のお支払いによりご契約が消滅した場合、積立てられた配当金は、死亡保険金とともに死亡保険金受取人にお支払いします。

注意喚起情報

～ご契約に関する注意事項～



注意喚起情報について

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 特に、死亡保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。

「特にご注意いただきたい事項」		記載ページ
1	クーリング・オフ制度 ▶ 制度の利用期間には制限があります。	P.14
2	告知義務等の内容	P.15
3	責任開始(保障の開始)	P.15
4	死亡保険金をお支払いできない場合	P.16
5	解約と解約払戻金 ▶ 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	P.16
6	生命保険会社が経営破綻した場合等	P.17
7	預金ではないこと ▶ この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。	P.17
8	相互会社運営	P.18
9	現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合	P.18
10	2つの保険契約の型	P.19
11	適用される予定利率・遞増率	P.20
12	税金の取扱い	P.21
13	ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先	P.22
14	死亡保険金のご請求	P.22

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり—定款・約款」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

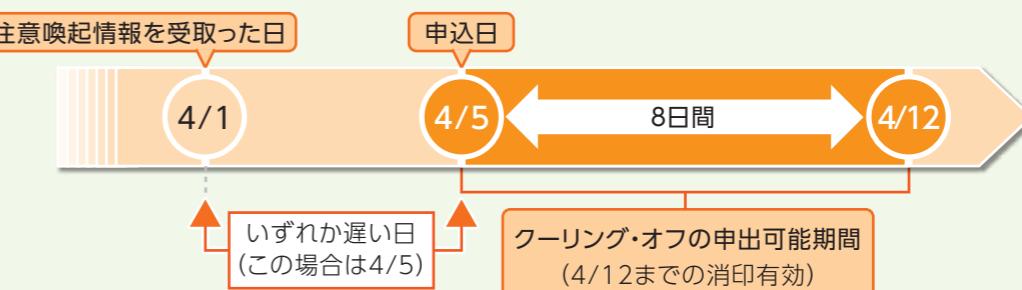
クーリング・オフ制度

ご契約のしおり 4ページ

1

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■クーリング・オフ（例）



- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、ニッセイダイレクト事務センター宛にお申し出ください。
- クーリング・オフを行った場合、払込まれた金額は全額お返しします。

■書面に記載いただく事項

(記入例)

日本生命保険相互会社 行

- ① 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
(理由)〇〇〇〇〇〇
- ② 申込番号(11桁の数字) xxxxxxxxxxxx
- ③ 一時払保険料 xx,xxx,xxx円
- ④ 取扱金融機関名・支店名 ○○銀行 ○○支店
- ⑤ 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- ⑥ 書面作成日
- ⑦ 申込者またはご契約者の住所・電話番号
- ⑧ 申込者またはご契約者の氏名(自署)

■書面の郵送先

〒113-8661

東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート

日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

告知義務等の内容

ご契約のしおり 4ページ

2

この保険は、健康状態や職業等についての告知が不要です。

- この保険は健康状態や職業等についての告知が不要です。
- 日本生命または日本生命が委託した者が、お申込内容、または死亡保険金のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

責任開始(保障の開始)

ご契約のしおり 7ページ

3

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料(相当額)のお払込みが完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。

■責任開始(保障の開始)〈例〉

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、お払込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。お払込みが完了した時とは、一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した時をいいます。



- 生命保険募集人*は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。
* 募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。

死亡保険金をお支払いできない場合

ご契約のしおり 16ページ

4

死亡保険金をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 免責事由に該当した場合
 - －責任開始の日から3年以内の自殺
 - －ご契約者または死亡保険金受取人の故意
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
(この場合、すでに払込まれた保険料を返戻しません。)
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

解約と解約払戻金

ご契約のしおり 18ページ

5

解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- 解約払戻金は、その経過した年月日数により計算され、期間の経過とともに増加します。ただし、死亡保険金額を上限とします。
- 払込まれた保険料は預貯金とは異なり、一部は死亡保険金のお支払い、ご契約の締結や維持・管理に必要な経費にあてられます。このため、**ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。**
- 解約払戻金額は、適用される予定利率、被保険者の年齢、性別、保険契約の型により異なります。
- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。基本保険金額を減額した場合は、同時に死亡保険金額も同じ割合で減額されます。減額後の基本保険金額が200万円を下回る場合は、減額をお取扱いできません。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。

生命保険会社が経営破綻した場合等

ご契約のしおり 26ページ

6

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

7

この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

相互会社運営

ご契約のしおり 30ページ

8

日本生命は相互会社です。
相互会社では、ご契約者が社員となります。

- 日本生命は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合

ご契約のしおり 6ページ

9

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低いとき、同一保険料の場合は、通常、死亡保険金額が少なくなります。

10

この保険には、「3年ごと遞増型」と「毎年遞増型」があります。

- 「3年ごと遞増型」と「毎年遞増型」では、ご契約いただけた被保険者の年齢範囲が異なります。〔3年ごと遞増型：満年齢50歳～75歳／毎年遞増型：満年齢50歳～90歳〕

- 被保険者が満年齢50歳～75歳の場合、2つの保険契約の型で死亡保険金額・解約払戻金額の推移が異なることをご理解いただいたうえで、どちらか一方を選択してください。

参照 以下の商品イメージ図および推移イメージ図をご覧ください。

〈商品イメージ図〉3年ごと遞増型「商品パンフレット P.5～6」

毎年遞増型 「商品パンフレット P.7～8」

〈推移イメージ図〉「契約概要 P.11 下段」

- ご契約締結の際に選択いただいた保険契約の型は、変更できません。

11

この保険は日本生命の責任開始の日が契約日となり、ご契約後当初15年間の予定利率は契約日時点の予定利率となります。

- 予定利率は毎月1日に国債の流通利回り等をもとに設定され、ご契約後当初15年間(第1保険期間)の予定利率は、契約日(一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した日)における予定利率となります。また、第1保険期間の予定利率は保険契約の型により異なります。

- 递増率は、契約日における予定利率・被保険者の年齢・性別・保険契約の型により異なります。

- 申込日から契約日までの間に予定利率・递増率が変更となった場合、契約日の率が適用されます。

- ご契約後15年経過以後(第2保険期間)の予定利率は、以下の予定利率計算基準日に更改され、更改後の予定利率は次の予定利率計算基準日まで10年間保証されます。

〈第1回予定利率計算基準日〉

契約日から15年後の契約応当日(第2保険期間開始日)

〈第2回以後の予定利率計算基準日〉

直前の予定利率計算基準日の10年ごとの契約応当日

税金の取扱い

ご契約のしおり 22ページ

12

この保険の税金についてご確認ください。 (平成28年3月現在)

●以下の内容は、平成28年3月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、死亡保険金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務取扱につきましては、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご留意ください。

ご契約時	一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、死亡保険金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。																							
かかる税金に かかる税金に	解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは次のとおりです。 <table border="1"><tr><td>解約払戻金と一時払保険料の差額</td></tr><tr><td>所得税(一時所得*1*2)+住民税</td></tr></table> *1 一時所得の課税対象額 = {(解約払戻金)+(配当金)} - (一時払保険料) - (特別控除額50万円) × 1/2 ※特別控除額50万円は各々のご契約についてではなく、年間の一時所得合計に対して適用されます。 *2 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。	解約払戻金と一時払保険料の差額	所得税(一時所得*1*2)+住民税																					
解約払戻金と一時払保険料の差額																								
所得税(一時所得*1*2)+住民税																								
死亡保険金にかかる税金にかかる税金に	死亡保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。 (保険料負担者はご契約者とします。) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">ご契約内容</th><th colspan="3">ご契約例</th><th rowspan="2">税の種類</th></tr><tr><th>ご契約者</th><th>被保険者</th><th>死亡保険金受取人</th></tr></thead><tbody><tr><td>①ご契約者と被保険者が同一人の場合</td><td>本人</td><td>本人</td><td>配偶者 (または子)</td><td>相続税</td></tr><tr><td>②ご契約者と受取人が同一人の場合</td><td>本人</td><td>配偶者 (または子)</td><td>本人</td><td>所得税(一時所得) +住民税</td></tr><tr><td>③ご契約者、被保険者、受取人が それぞれ異なる場合</td><td>本人</td><td>配偶者 (または子)</td><td>子 (または配偶者)</td><td>贈与税</td></tr></tbody></table>	ご契約内容	ご契約例			税の種類	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者 (または子)	相続税	②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者 (または子)	本人	所得税(一時所得) +住民税	③ご契約者、被保険者、受取人が それぞれ異なる場合	本人	配偶者 (または子)	子 (または配偶者)	贈与税
ご契約内容	ご契約例			税の種類																				
	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人																					
①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者 (または子)	相続税																				
②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者 (または子)	本人	所得税(一時所得) +住民税																				
③ご契約者、被保険者、受取人が それぞれ異なる場合	本人	配偶者 (または子)	子 (または配偶者)	贈与税																				

ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先

ご契約のしおり 25ページ

13

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情のお問合せ先についてご確認ください。

●生命保険に関するご相談・ご照会・苦情につきましては、次の連絡先へお問合せください。

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター **0120-562-186** (通話料無料)

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情等のお問合せについて

●この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※お問合せ先については、一般社団法人生命保険協会のホームページでご確認いただくか、ニッセイダイレクト事務センターまでご照会ください。

死亡保険金のご請求

ご契約のしおり 12ページ

14

死亡保険金のお支払事由に該当した場合は、すみやかに日本生命にご連絡ください。 上記の場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

●死亡保険金のお支払事由、ご請求手続等については、「 ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

●日本生命からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ずご連絡ください。